

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦法「地下資源について」およびロシア連邦の個々の法令の改正について

国家院（下院）採択 2022年7月6日

連邦院（上院）承認 2022年7月8日

第1条

1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」（1995年3月3日付連邦法第27-FZ号による改訂版）（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1992、No. 16、掲載番号834；ロシア連邦法令集、1995、No. 10、掲載番号823；1999、No. 7、掲載番号879；2000、No. 2、掲載番号141；2001、No. 33、掲載番号3429；2004、No. 35、掲載番号3607；2006、No. 17、掲載番号1778；2008、No. 18、掲載番号1941；No. 29、掲載番号3418；2009、No. 1、掲載番号17；2010、No. 21、掲載番号2527；2011、No. 15、掲載番号2025；No. 30、掲載番号4567、4590；No. 49、掲載番号7042；2013、No. 19、掲載番号2312；No. 30、掲載番号4060、4061；No. 52、掲載番号6973；2014、No. 30、掲載番号4262；2015、No. 1、掲載番号12；No. 27、掲載番号3996；2016、No. 15、掲載番号2066；No. 27、掲載番号4212；2019、No. 31、掲載番号4431；No. 49、掲載番号6955；No. 52、掲載番号7823；2020、No. 24、掲載番号3753；2021、No. 18、掲載番号3067；No. 24、掲載番号4188）に、以下の変更を加える：

1）前文の第2段落を以下の文言に変更する：

「本連邦法は、地下資源の利用および保全、回収困難な有用鉱物の地質調査、探鉱および採掘の技術の開発、地下資源利用廃棄物（表土・隣接岩石、スラグ、有用鉱物選鉱の尾鉱、ならびに鉱物原料の地質調査、探鉱、採掘および一次処理の、有用鉱物および有用成分を含有するまたは含有しないその他の廃棄物）の利用、特殊鉱物資源（湧および鹹湖の塩水、泥炭、腐泥およびその他の鉱物資源）、随伴水（石油、ガスおよびガスコンデンセート（以下、炭化水素資源）とともに地中から採取される水）を含む地下水、および地下資源利用者が使用した水の利用に関連して発生する関係を規制する。

2）第1条第6項を以下の文言に変更する：

「個々の種類の有用鉱物の地質調査、探鉱および採掘、ならびに放射性廃棄物、生産・消費廃棄物の地中への埋設に係わる関係は、本法およびその他の連邦法によって規制される。」；

3）第3条の第1項において：

a) 第4号の1の「と運用」という文言を「、運用および近代化」という文言に、「および運用」という文言を「、運用および近代化」という文言に差し替える；

b) 以下を内容とする第25号の1および第25号の2を追加する：

「25の1）表土・隣接岩石を含む、地下資源利用廃棄物の、地下資源利用者による利用手順の制定；

25の2）表土・隣接岩石からを含む、地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取手順の制

定；」；

4) 第6条第1項第3号の「有用鉱物の採掘およびその加工に伴って発生する廃棄物の利用」という文言を「地下資源利用者による、表土・隣接岩石からを含む、地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取、表土・隣接岩石を含む、地下資源利用廃棄物の利用」という文言に差し替える；

5) 第12条第1項第13号の「(存在する場合)」という文言のあとに「、利用に供された鉱区における地下資源利用実施の際に発生し、本連邦法にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石(存在する場合)、という文言を追加する」；

6) 第22条において：

a) 第1項の：

第4号を以下の文言に変更する：

「4) 利用に供された鉱区における地下資源利用実施の際に発生した表土・隣接岩石からを含め、地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取を本連邦法に定める手順により実施する、地下資源利用ライセンスまたは生産物分与協定に別段の定めがない場合、本連邦法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書にしたがって、国家地下資源ファンドを管理する連邦機関が定める手順により表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物を利用する；」；

第8号を以下の文言に変更する：

「8) 坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地再肥沃化のために、地下資源利用者に帰属するまたはそうした廃棄物の所有者から所定の手順により地下資源利用者に譲渡された、地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石、危険等級Vの地下資源利用廃棄物、ならびに危険等級IVおよびVの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Vの灰・スラグ廃棄物、危険等級Vのリン酸石膏を、本法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書および(または)土地再肥沃化プロジェクトにしたがって、利用する；」；

b) 第2項の：

第5号を以下の文言に変更する：

「5) 採鉱された、採取されたおよび地中に残された有用鉱物埋蔵量について、その埋蔵量中に含まれる有用成分について、表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物について、その廃棄物中に含まれる有用鉱物および有用成分について、有用鉱物採掘とは無関係の目的による地下空間利用についての正確なデータの、地質情報連邦ファンドおよびその地域ファンド、地下資源(空間)利用が地域的意義を有する鉱区で行われる場合にはロシア連邦構成主体地質情報ファンド、ならびに国家統計機関への提出；」；

以下を内容とする第13号を追加する：

「13) 利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物中に含まれる有用鉱物および有用成分の保全。」；

7) 第23条の2第1項の、「有用鉱物鉱床の開発(飲用給水もしくは事業用給水のために利用され、1日あたりの採取量が100m³を超えない地下水の採取を除く)は、．．．行われる」という文言を、「有用鉱物鉱床の開発、表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取(飲用給水もしくは事業用給水のために利用され、1日あたりの採取量が100m³を超えない地下水の採取を除く)は、．．．行われる」という文言に差し替える；

8) 第23条の3の第3項を以下の文言に変更する：

「3）表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物を最大限完全に利用すること；利用されるべき、表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物を貯蔵し、計量管理して保管すること。」；

9）以下を内容とする第23条の4および第23条の5を追加する：

「第23条の4. **地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取ならびに地下資源利用廃棄物のその他の利用**

有用鉱物の探鉱および採掘を、または複合ライセンスにより地下資源地質調査、有用鉱物の探鉱および採掘を行う地下資源利用者は、利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した地下資源利用廃棄物を、有用鉱物および有用成分の採取のために利用することができる。

有用鉱物の探鉱および採掘を、または複合ライセンスにより地下資源地質調査、有用鉱物の探鉱および採掘を行う地下資源利用者は、利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した危険等級Vの地下資源利用廃棄物を、本条第1項に掲げる目的のほか、以下のために利用することができる：

- 1）自らの生産上および技術上の必要；
- 2）坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置；
- 3）土地の再肥沃化。

利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した地下資源利用廃棄物が当該鉱区の境界線外に所在する土地区画に残置されている場合、地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分の採取は、地下資源利用廃棄物保管施設が利用に供せられた鉱区の境界内に入るように当該鉱区の境界線が変更されたのちに、行うことができる。

表土・隣接岩石である地下資源利用廃棄物の利用は、本法第23条の5にしたがって行われる。

第23条の5 **表土・隣接岩石からの有用鉱物および有用成分の採取ならびに表土・隣接岩石のその他の利用**

地下資源利用者は、利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石を、以下のために利用することができる：

- 1）有用鉱物および有用成分の採取；
- 2）自らの生産上および技術上の必要；
- 3）坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置；
- 4）土地の再肥沃化；
- 5）採掘作業の実施；

6）他の地下資源利用者が、譲渡された表土・隣接岩石を、自らの生産上および技術上の必要のため、坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地の再肥沃化のために、当該各作業実施のための技術プロジェクトまたは本法に定めるその他の当該作業実施のためのプロジェクト文書および（または）土地再肥沃化プロジェクトによって定められた量で、利用することを目的とした当該地下資源利用者への譲渡；

7）上記以外の者が譲渡された表土・隣接岩石を、地下資源利用の実施とは無関係の自らの生産上および技術上の必要のために利用することを目的とした、その者への譲渡。

発生し利用される表土・隣接岩石の構成、量、その量の許容誤差、本条第1項に掲げる目的での表土・隣接岩石利用の条件と期間、表土・隣接岩石の分別保管に対する要求、および表土・隣接岩石保管施設（本法

にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石の保管を用途とする特別に装備された施設および場所) に対する要求は、所定の手順により承認された本法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書によって定められる。

本法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書によって定められた、本条第1項第1～5号に掲げる目的で利用されるべき表土・隣接岩石の量、当該岩石利用期間は、現暦年中は減らす／延長することはできない。

本条第1項第1号に掲げる目的で利用するための表土・隣接岩石と、本条第1項第2～7号に掲げる目的で利用されるべき表土・隣接岩石とは、別々に保管されなければならない。本項に掲げる表土・隣接岩石保管施設は、本条第7項に定める場合をのぞき、生産・消費廃棄物残置施設とはされない。

利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石が当該鉱区の境界線外に所在する土地区画に残置されている場合、表土・隣接岩石からの有用鉱物および有用成分の採取は、表土・隣接岩石保管施設が利用に供せられた鉱区の境界内に入るように当該鉱区の境界線が変更されたのちに、行うことができる。

本条にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石は、本条第7項に定める場合をのぞき、それが連邦廃棄物分類カタログに記載されているか否かにかかわらず、生産・消費廃棄物とはされない。

本条にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石は、以下の日より生産・消費廃棄物とみなされる：

1) 本条第1項に定める目的での利用の場合－承認された本法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書および(または) 土地再肥沃化プロジェクトに定めるその利用期間満了日；

2) 本法第20条にしたがって期限前終了した地下資源利用権を保有していた者が、坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地再肥沃化のための表土・隣接岩石の利用に着手しなかった場合(その利用権が期限前終了した地下資源の鉱区が、本法第10条の1に定める事由により他の者による利用に供された場合をのぞく)－それを利用する際に表土・隣接岩石が発生した地下資源の利用権が期限前に終了した日から1年が経過した日；

3) 本法第20条にしたがって期限前終了した地下資源利用権を保有していた者が、表土・隣接岩石の蓄積された全量を使い切らなかった場合(その利用権が期限前終了した地下資源の鉱区が、本法第10条の1に定める事由により他の者による利用に供された場合をのぞく)－それを利用する際に表土・隣接岩石が発生した地下資源の利用権が期限前に終了した日から5年が経過した日。」；

10) 第26条の：

a) 条の名称[「*のその他の施設*」という文言のあと]¹に「、地下資源利用廃棄物保管施設および表土・隣接岩石保管施設」という文言を追加する；

b) 第1項に以下を内容とする文を追加する：

「この際、地下資源利用者は、地下資源利用廃棄物保管施設および表土・隣接岩石保管施設の撤収および休止処置に際して、それら施設を住民の生命および健康の安全ならびに環境保全を確保できる状態にしなければならない。」；

c) 第3項の二つ目の文を以下の文言に変更する：「坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置のために、地下資源利用者に帰属するまたはそうした廃棄物の所有者から所定の手順により地下資源利用者に譲渡された、地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石、危険等級Vの地下資源利用廃

¹ 訳注：[斜体] 部分は、元の法の弊社訳に即した追加です

棄物、ならびに危険等級ⅣおよびⅤの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Ⅴの灰・スラグ廃棄物、危険等級Ⅴのリン酸石膏を、本法第23条の2に定める技術プロジェクト、本法に定めるその他のプロジェクト文書にしたがって、利用することができる。」；

11) 第27条第1項の「有用鉱物採掘廃棄物および採掘に関係する加工事業で発生する廃棄物」という文言を「表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物」という文言に差し替える；

12) 第27条の1第3項の「構築および運用」という文言を「構築、運用および近代化」という文言に差し替える；

13) 第30条第2項の「成分」という文言を「有用成分」という文言に差し替える。

第2条

1995年11月23日付連邦法第174-FZ号「環境アセスメントについて」（ロシア連邦法令集、1995、No. 48、掲載番号4556；2006、No. 52、掲載番号5498；2008、No. 20、掲載番号2260；2009、No. 1、掲載番号17；2011、No. 30、掲載番号4591、4594；2013、No. 52、掲載番号6971；2014、No. 26、掲載番号3387；No. 30、掲載番号4220、4262；2015、No. 1、掲載番号11；No. 27、掲載番号3994；2016、No. 1、掲載番号28；2018、No. 32、掲載番号5114；2019、No. 31、掲載番号4453；No. 51、掲載番号7492；No. 52、掲載番号7768、7771；2020、No. 29、掲載番号4504；No. 50、掲載番号8061；2021、No. 1、掲載番号44；No. 27、掲載番号5049、5169；2022、No. 1、掲載番号15）第11条第7号の4を以下の文言に変更する：

「7の4）地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石、危険等級Ⅴの地下資源利用廃棄物、ならびに危険等級ⅣおよびⅤの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Ⅴの灰・スラグ廃棄物、危険等級Ⅴのリン酸石膏の利用を定める、坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置プロジェクトおよび（または）土地再肥沃化プロジェクト；」。

第3条

1998年6月24日付連邦法第89-FZ号「生産・消費廃棄物について」（ロシア連邦法令集、1998、No. 26、掲載番号3009；2001、No. 1、掲載番号21；2004、No. 35、掲載番号3607；2006、No. 1、掲載番号10；2008、No. 30、掲載番号3616；No. 45、掲載番号5142；2009、No. 1、掲載番号17；2011、No. 48、掲載番号6732；2013、No. 30、掲載番号4059；No. 48、掲載番号6165；2014、No. 30、掲載番号4262；2015、No. 1、掲載番号11；2018、No. 1、掲載番号87；2019、No. 30、掲載番号4127；No. 31、掲載番号4431；No. 51、掲載番号7483；No. 52、掲載番号7768；2021、No. 27、掲載番号5184；2022、No. 1、掲載番号5）に以下の変更を加える：

1) 第1条において：

a) 第1段落の「本 *[連邦法]* において」という文言を「1. 本 *[連邦法に]* おいて²」という文言に差し替える；

b) 第2段落に、「、ならびに1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石」という文言を追加する；

c) 第10段落を以下の文言に変更する：

「廃棄物残置施設—地下資源利用廃棄物を含む廃棄物の残置を用途とする特別に装備された建造物（1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石の保管施設をのぞく）で、廃棄物保管施設および廃棄物埋設処分施設を含む；」；

² 訳注：*[斜体]* 部分、原文にはありませんが補いました。

d) 以下を内容とする複数の段落を追加する：

「リン酸石膏ーリン鉱石から無機質肥料を生産する際に生成される物質で、当該生産の目的物ではないものの；

石炭燃焼により生じる灰・スラグ廃棄物ー石炭を電力および（または）熱エネルギー生産のために燃焼させた結果発生する、石炭の熱処理生成物（灰・スラグ混合物、フライアッシュ、スラグ）。」；

e) 以下を内容とする第2項を追加する：

「2．本連邦法において、「地下資源利用廃棄物」という概念は、1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」の前文に掲げる意味で用いられる。」；

第2条第3項の「マグネシウム塩」という文言のあとに「1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」に定める場合における、表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物からの有用鉱物および有用成分採取分野における関係、表土・隣接岩石を含む地下資源利用廃棄物利用分野における関係、」；

3) 第12条第11項を以下の文言に変更する：

「11．坑道の撤収処置のために、地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石、危険等級Vの地下資源利用廃棄物、ならびに危険等級IVおよびVの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Vの灰・スラグ廃棄物、危険等級Vのリン酸石膏を、坑道撤収処置プロジェクトにしたがって利用することができる。

第4条

2022年1月10日付連邦法第7-FZ号「環境保全について」（ロシア連邦法令集、2002、No. 2、掲載番号133；2014、No. 30、掲載番号4220；2016、No. 1、掲載番号24；2017、No. 31、掲載番号4774；2019、No. 30、掲載番号4097；No. 52、掲載番号7768）に以下の変更を加える：

1) 第16条において：

a) 第1項第4段落に、「1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」第23条の5にしたがって生産・消費廃棄物とみなされた表土・隣接岩石の保管」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第3項を追加する：

「3．1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」にしたがって利用されるべき表土・隣接岩石である地下資源利用廃棄物の残置に際しての環境への悪影響に対する支払金は、当該の表土・隣接岩石が生産・消費廃棄物とみなされた場合をのぞき、徴収されない。」；

2) 第16条の1に以下を内容とする第5項を追加する：

「5．1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」第23条の5にしたがって表土・隣接岩石が生産・消費廃棄物とみなされた場合、廃棄物の残置に際しての環境への悪影響に対する支払い金を支払うのは、地下資源利用により当該の岩石を発生させた、地下資源利用者、その地下資源利用に対する権利が1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」第20条にしたがって期限前に終了した者である。」；

3) 第16条の2に以下を内容とする第4項の1を追加する：

「4の1．本連邦法第16条の1第5項に定める場合に、環境への悪影響に対する支払金額の計算のための支払いベースとなるのは、1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」第23条の5に定める目的で利用されなかった表土・隣接岩石の量である。」；

4) 第16条の3第6項において：

- a) 以下を内容とする新たな第3段落を追加する：

「所定の手順で承認された有用鉱物鉱床開発技術プロジェクトにしたがった有用鉱物および有用成分採取が開始された年から始まる、上記技術プロジェクトにしたがって実際に採取が行われる期間においては、上記技術プロジェクトにしたがった採取が行われる地下資源利用廃棄物を残置する際に、係数0、ただし本連邦法第16条の第3項に定める場合をのぞく；」

- b) 第3～7段落を第4～8段落とみなす；

- 5) 第16条の4において：

- a) 第2項に以下を内容とする段落を追加する：

「1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」第23条の5にしたがって表土・隣接岩石が生産・消費廃棄物とみなされた場合における生産・消費廃棄物残置に対する支払金納付に関する会計年度は、当該岩石が生産・消費廃棄物とみなされた暦年とする。」；

- b) 以下を内容とする第5項の2を追加する：

「5の2．本連邦法第16条の1第5項に掲げる者は、現会計年度における四半期ごとの前払い金を納付しない。」；

- 6) 以下を内容とする第46条の1を追加する：

「第46条の1 表土・隣接岩石、特定の生産・消費廃棄物を利用しての坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地再肥沃化の際の環境保全分野における要求事項

1．坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地再肥沃化のために、地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石および危険等級Vの地下資源利用廃棄物、ならびに危険等級IVおよびVの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Vの灰・スラグ廃棄物、危険等級Vのリン酸石膏を、国家環境アセスメントで肯定的評価結果を得た、坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置プロジェクト、または土地再肥沃化プロジェクトにしたがって、利用することができる。

2．坑道または地下資源利用に係わるその他の建造物の撤収処置、土地再肥沃化のための、地下資源利用実施に際して発生した危険等級Vの地下資源利用廃棄物（表土・隣接岩石をのぞく）、ならびに危険等級IVおよびVの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Vの灰・スラグ廃棄物、危険等級Vのリン酸石膏利用することは、当該の廃棄物が、生産・消費廃棄物取扱い分野のロシア連邦法令に定める手順により、各々の危険等級に属することが確認されることを条件に、許容される。

3．土地再肥沃化を実施する際、地下資源利用実施に際して発生した危険等級Vの地下資源利用廃棄物（表土・隣接岩石をのぞく）、ならびに危険等級IVおよびVの鉄鋼廃棄物、石炭燃焼により生じる危険等級Vの灰・スラグ廃棄物を、土壌の肥沃層の再生に係わる土地再肥沃化作業の実施に利用することは許容されない。」。

第5条

2026年1月1日まで、利用に供された鉱区における地下資源利用実施に際して発生した表土・隣接岩石の保管施設は、当該施設に所在する表土・隣接岩石の全量が1992年2月21日付ロシア連邦法第2395-I号「地下資源について」（本連邦法による改訂版）にしたがって利用されるべきである場合には、廃棄物残置施設国家登録簿から抹消される。

第6条

- 1．本連邦法は、本連邦法第4条第4項をのぞき、2023年9月1日を以て発効する。

2. 本連邦法第4条第1項は、2023年1月1日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年7月14日

第343-FZ号